再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第７号
北九州市八幡東区白川町２番23号
再生債務者　株式会社平塚明太子専門店
特別調査期間　平成21年11月16日から平成21年11月20日まで
平成21年10月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再）第９号
北九州市八幡東区白川町２番23号
再生債務者　平塚雄太郎
特別調査期間　平成21年11月16日から平成21年11月20日まで
平成21年10月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２号
宮崎県都城市都北町5025番地
再生債務者　南榮工業株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年９月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月11日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年11月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月30日
平成21年10月30日　宮崎地方裁判所民事部

平成２０年（再）第３号
宮崎県都城市栄町18号５番地
再生債務者　南榮観光株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年９月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月11日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年11月30日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月30日
平成21年10月30日　宮崎地方裁判所民事部

平成２０年（再）第４号
鹿児島県薩摩川内市大小路町18番７号
再生債務者　株式会社サンテスワールド
１　決議に付する計画案　平成21年５月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月15日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年12月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月８日
平成21年10月28日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２１年（再）第８号
神奈川県横浜市港北区綱島東６丁目９番８号
再生債務者　ハイト精工株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第９号
神奈川県横浜市港北区綱島東６丁目９番８号
再生債務者　伊藤　　勤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第２０号
大阪市中央区森ノ宮中央１丁目９番18号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区空堀町13番４号
再生債務者　三星商事株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第１号
鳥取県米子市河崎1299番地
再生債務者　有限会社ランドワーク
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年10月29日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再）第１号
長崎市小江原５丁目３番21号
再生債務者　総合地研株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年10月28日　　長崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第４号
岩手県花巻市石鳥谷町八幡第３地割162番地
再生債務者　株式会社明治商会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成21年10月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第９号
大阪府東大阪市御厨中１丁目10番20号
再生債務者　株式会社正木
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区西天満１丁目７番20号　ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル３階　あかし法律事務所　弁護士　明石　法彦
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第１８７号
千葉県市原市平蔵2901番地の１
再生債務者　石川　栄一
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月２日から平成21年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２５０号
千葉県市川市南行徳４丁目８番１―205号エクセレント南行徳
再生債務者　露木　稔之
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月２日から平成21年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２６７号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目11番１号　ダイアパレス幕張本郷1107号
再生債務者　吉村　寿之
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月18日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月２日から平成21年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第１７２号
千葉市中央区南生実町1260番地５
再生債務者　加藤　哲也
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月19日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月３日から平成21年12月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係